

議案第24号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～18 [略]	附 則 1～18 [略] <u>19 市長及び副市長の給料は、令和8年10月1日から同年10月31日までの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、市長にあっては当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月3日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

市長及び副市長の10月分の給料を減額して支給しようとするものである。